

## PCカスタマイズサービス約款

### 第1条 約款の適用

このPCカスタマイズサービス約款(以下本約款と  
いいます。)は、弊社が法人向けに提供する弊社  
所定のPCカスタマイズサービス(以下本サービス  
といいます。)の利用に関し、弊社と本サービス  
をご利用されるお客様(以下お客様といいます。)と  
の間に一律に適用されます。

2. 弊社とお客様との間に本約款の条件と異なる契約  
が存在する場合であっても、本サービスについては  
本約款の規定が優先して適用されるものとしま  
す。
3. 本約款とともに弊社からお客様に提供するPCカス  
タマイズサービス仕様書(以下サービス仕様書とい  
います。)、関連ソフトウェアの使用許諾書ならびに  
本サービスの弊社への発注に係る弊社所定の書  
式による注文書(以下注文書といいます。)および  
見積書(以下見積書といいます。)に記載の条件は、  
本約款の一部とみなされるものとします。

### 第2条 本約款の変更

弊社は、弊社所定の方法でお客様に通知すること  
により、お客様の承諾を得ることなく本約款を変更  
することができるものとします。この場合には、弊  
社の指定する約款変更日より、本サービスの実施  
の条件は、変更後の新約款が適用されるものと  
します。

### 第3条 本サービス

本サービスは、NEC製ハードウェアについてお客  
様が行うラベルの貼付、ネットワークの設定、復旧  
用バックアップCD/DVD作成/複製サービスなどの  
作業の全部または一部をお客様に代行して弊社  
が実施するものであり、その内容は弊社からお客  
様に提供するサービス仕様書に定めるとおりと  
します。

2. 本サービスは、お客様が、本約款の全ての条件に  
同意していただいた場合に限り、利用することが  
できるものとします。

### 第4条 弊社資料の取扱い

お客様は、本サービスの実施に関連して弊社から  
提供または交付されることのある資料を次の各号  
に定める条件に従って使用するものとします。

- (1) 本サービスの履行の目的以外の目的に使用しな  
いこと
- (2) 複製または改変する場合は、事前に弊社の書  
面による同意を得ること

### 第5条 お客様のご協力

お客様は、弊社がサービス仕様書に定められた作  
業を実施するにあたり必要となるサービス仕様書  
所定の機器、情報、資料等をサービス仕様書の記  
載に従って、お客様の費用と責任で弊社に預託す  
るものとします。

2. 前項の場合、お客様は、お客様の費用と責任で弊  
社による本サービスの履行に必要な情報以外の  
情報を削除または除去するものとします。
3. お客様が前項に従って削除または除去されなかつ  
た情報については、弊社はその滅失、漏洩その他  
によってお客様に生じた損害の責任を何ら負わ  
ないものとします。

### 第6条 情報の管理

弊社は、本サービスの実施にあたりお客様から依  
頼され、前条第1項により預託された本サービスに  
係る情報を、「カスタムコード」と称する符号によ  
って契約締結時から1年間コンピュータ上で保管し  
管理するものとし、お客様は、当該期間中カスタ  
ムコードにより、自ら注文された本サービスの内  
容を弊社に問い合わせ、確認することができる  
ものとします。

### 第7条 検収

本サービスに対する検収は、弊社が、お客様の指  
定する納品先に本サービスの対象となる製品を納  
入した時点で完了するものとします。

### 第8条 瑕疵担保責任

弊社の責に帰すべき事由により、提供された本サ  
ービスとサービス仕様書記載の本サービス内容と  
の間に不一致が発見された場合、弊社は、当該本  
サービスの対象となる製品の納入後2週間以内に  
お客様からその旨の通知を受けた場合に限り、無  
償で当該不一致を修補するものとします。

2. 第7条に定める検収後2週間以内に、本サービス  
の対象となる製品に、お客様と弊社との間で締結  
した売買契約に基づいて修理または交換がなされ  
た場合であって、本サービスを再度実施する必要  
が生じたときは、弊社は、修理または交換後の製  
品に対し、再度本サービスを無償で実施(以下再  
実施といいます。)します。

3. 弊社の責任は第1項の修補の実施または第2項  
の再実施に限られるものとし、いかなる場合も、弊  
社の責に帰すことのできない事由から発生した損  
害については、その責を負わないものとします。

### 第9条 再委託

弊社は、本サービスの提供に係る業務の全部また  
は一部を弊社の責任において第三者に再委託す  
ることができるものとします。

### 第10条 遅滞利息

弊社は、お客様が弊社所定の注文書に定めるサ  
ービス料金およびこれに係る消費税等相当額を、  
見積書および注文書に定める支払期日を過ぎても  
なお弊社に対して支払わない場合、支払期日の翌  
日から起算して支払いの前日までの日数に応じて、  
年14.6%の割合で計算して得られた額を支払い遅  
滞利息として請求するものとし、お客様はこれを弊  
社に支払うものとします。

### 第11条 秘密保持

お客様は、本サービスに関して知り得た弊社の業  
務上その他の情報で、秘密である旨が明確に指定  
されたものについては、第三者に開示または漏洩  
してはならないものとします。

2. 弊社は、第5条第1項に従ってお客様から預託さ  
れた情報を、第三者に開示または漏洩してはな  
らないものとします。
3. 前2項の規定にかかわらず、お客様および弊社は、  
次の各号の一に該当するものについては、前2項  
の義務を負わないものとします。
  - (1) 一般に入手できる情報、または相手方からの  
開示後公知となった情報
  - (2) 知り得た時点で既に保有していた情報
  - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に  
入手した情報
  - (4) 相手方の情報を使用することなく独自に開発し  
た情報
4. 本条の規定は本サービスの終了後も1年間存続  
するものとします。

### 第12条 合意管轄

本サービスに関する、お客様と弊社との間の紛争  
については、東京地方裁判所を第一審の専属的  
合意管轄裁判所とします。

### 第13条 協議

本約款に定めのない事項および疑義を生じた事項  
に関しては、お客様および弊社が協議のうえこれ  
を解決するものとします。